

平成 11 年度国際取引・貿易手続WG 報告書

貿易金融プロセスの電子化の普及に向けて

普 及 編
ル ー ル 編

概要

平成 12 年 1 月

電子商取引実証推進協議会
国際取引・貿易手続ワーキンググループ
(普及サブグループ、ルールサブグループ)

本資料は平成 11 年度国際取引・貿易手続WG報告書 「貿易金融プロセスの電子化の普及に向けて（普及編、ルール編）」の概要です。詳細は出版された報告書本文をご参照下さい。

本書に関する著作権は、当協議会(ECOM)、当ワーキンググループ、ないし各稿の原著者に帰属します。本報告書の内容の利用(引用・転載等)に当りましては、上記関係者の承諾が必要ですので、ECOM 事務局までお問合せください。

ECOM 事務局：T E L：03-5531-0061

FAX：03-5531-0068

E-mail：info@ecom.or.jp

貿易金融プロセスの電子化の普及に向けて(普及編、ルール編) <概要>

目 次

1	本報告書の位置付け.....	1
---	----------------	---

普及編

2	普及編序.....	3
3	我国における貿易金融電子化の取組み.....	4
3.1	T E D I (貿易金融 E D I 共通基盤システム) プロジェクト.....	4
3.1.1	報道発表の内容.....	4
3.2	J E T R A S (貿易管理オープンネットワークシステム) (旧称: 輸出入手続き E D I 化システム).....	9
3.3	N A C C S (通関情報処理システム).....	10
3.3.1	通関情報処理センターの概要.....	10
3.3.2	航空貨物通関情報処理システム(Air- N A C C S).....	10
3.3.3	海上貨物通関情報処理システム(Sea- N A C C S).....	10
4	海外における貿易金融電子化の取組み.....	11
4.1	アジア諸国および地域(台湾、韓国、シンガポール、香港)における貿易金融 E D I の現状.....	11
4.1.1	台湾.....	11
4.1.2	韓国.....	12
4.1.3	シンガポール.....	12
4.1.4	香港.....	13
4.2	Bolero の動向.....	13
5	国際企業における貿易業務の情報化事例 - 輸出通関・船積・買取業務.....	14
6	我国における貿易金融電子化の普及の方策と課題.....	15
6.1	普及の対象について.....	15
6.2	普及の主体について.....	15
6.2.1	ユーザー自体.....	15
6.2.2	サービスプロバイダー.....	15
6.2.3	業界団体.....	15
6.2.4	国.....	15
6.3	普及主体のケーススタディー.....	15
6.4	業界団体の役割について.....	16
6.5	個別企業について.....	16
6.5.1	個別企業についての全般課題.....	16
6.6	行政への提案.....	17

6.6.1	貿易関係省庁の垣根を越えた対応.....	17
6.6.2	電子化採用者へのメリット供与.....	17
6.6.3	電子化の枠組み外の課題.....	17
6.7	結 語.....	17

ルール編

7	ルール編序.....	19
8	国内、海外における法的ルール形成の動向.....	20
8.1	国内における動向.....	20
8.2	海外における動向.....	20
9	国際商業会議所（I C C）の検討状況.....	21
9.1	I C C 制定の貿易取引関連規制・規定・ガイドライン.....	21
9.1.1	国際決済関連.....	21
9.1.2	貿易取引契約関連.....	21
9.1.3	E D I / 電子商取引関連.....	22
9.1.4	仲裁関連.....	22
9.2	U R E T S に関する E C O M の検討.....	22
9.3	I C C 案.....	23
9.3.1	URETS（電子通商および決済に関する統一規則）および注釈（試訳）.....	23
10	C E F A C T における E D I 取引ルール形成について 国連 E C E 勧告第 26 号のモデル交換協定書を中心として.....	25

巻末

11	国際取引・貿易手続ワーキンググループ（制度）名簿.....	27
11.1	普及サブグループ.....	27
11.2	ルールサブグループ.....	29

1 本報告書の位置付け

当WGはECOMのフェーズ に対応し平成 10、11 両年度に亘って活動している。本報告書を平成 10 年度成果および今後予定される平成 11 年度の他の成果と併せて参照されたい。

関連報告書

公表方法

平成 10 年度

平成 10 年度国際取引・貿易手続WG報告書
「貿易金融プロセスの電子化の実現に向けて」
平成 11 年 3 月発行

書籍
ECOM ホームページ¹

貿易金融EDI実施ガイドラインの作成プロジェクト
電子商取引実証推進協議会（ECOM）
「貿易金融EDI実施ガイドライン」
平成 11 年 3 月発行

書籍
ECOM ホームページ

平成 10 年度国際取引・貿易手続WG報告関連資料
「貿易手続簡易化作業と
UN/CEFACTの取組について」
平成 11 年 3 月発行

ECOM ホームページ

平成 11 年度

本書

平成 11 年度国際取引・貿易手続WG報告書
「貿易金融プロセスの電子化の普及に向けて
（普及編、ルール編）」
平成 12 年 1 月発行

書籍
ECOM ホームページ(予定)

今後別途ECOMまたは国際取引・貿易手続WG
から出版される予定の貿易金融電子化関連報告書

¹ <http://www.ecom.or.jp/> 平成 10 年度 ECOM 成果

普 及 編

2 普及編序

- ・平成 11 年度の貿易金融 E D I ネットワークの基盤整備事業である「T - E D I プロジェクト」（以下プロジェクトと称する）は、実用化に向けたファイナル・ステージとして位置づけられ来年 4 月よりスタートする実地検証を経て商業ベースの貿易金融 E D I サービス提供が始まる。プロジェクトはまさに我国の貿易金融 E D I 化のドライビング・フォースとしての役割を担うことが期待されている。
- ・一方、世界に目を転じるとポレロが平成 11 年 9 月より商用化サービスの提供をスタートさせ、また、東南アジアのシンガポール、香港、台湾、韓国等でも港湾業務、物流業務中心の貿易手続きの電子化を急ピッチに整備しており、普及浸透度合いは我国をしのぐ状況にある。
- ・21 世紀に向けて世界の貿易取引の電子化は萌芽の域から確実に実用化に向けて走り始めており、普及のスピードもいわゆるドッグ・イヤーズのスピードで普及すると予測されており、2003 年～2004 年にはテイク・オフし、クリティカル・マスに到達するであろうと言われている。
- ・このような状況下、プロジェクトの早期実現と共に出来るだけ早く実用化をスタートさせ、普及、浸透させることが貿易立国の我国として喫緊の課題でなかろうか。
- ・他方、I T 技術をトリガーとして経済のグローバル化と貿易取引の拡大が一層推進される中、我国の貿易取引の電子化が遅れることは、我国の情報後進国化と個別企業の国際競争力の弱体化、ビジネス機会の喪失につながりかねないと危惧される所である。
- ・以上の様な問題意識をバック・グラウンドに置いて、本年度の E C O M ではプロジェクトの中身を吟味することから、一歩進んで実用化と車の両輪である普及促進に焦点をあてプロジェクトを評価、協力していくことにした。
具体的には、広く各業界から多数の企業、団体の参加を得て普及 S G を組成、普及促進の必要十分条件を議論してきた。
- ・様々な角度から議論されたが、その中で筆者が強く印象に残った 2 点を述べ、結びとしたい。
- ・我国の貿易取引に従事する企業数は 10 万社とも 12 万社とも云われる位多いこと。また、業界ごと独特の商慣習が存在し、統一化、標準化が難しいこと。16 世紀の大航海時代より紙の船荷証券を中心とする貿易業務処理システムが確立され、種々改善、工夫され、紙ベース業務処理最適システムが存在していること。等で、スピーディな貿易取引電子化は困難である事情は存在するが、ブレイクスルーする要件としてプロジェクトによる基盤が提供する貿易金融 E D I サービスが広く貿易プレーヤーに支持されること。また、ニーズを充足すること及び E D I 化そのものが国内経済を活性化させ世界経済に寄与し、ひいては貿易量の増大という好循環を招来することを考えると、目前の困難な事情は克服し、貿易プレーヤー、機関が、E D I という新しい靴に足を合わせる努力が大事という 2 点である。

3 我国における貿易金融電子化の取組み

我国における貿易金融プロセスの電子化の主要な取組みをみると、次の通りである。

- T E D I (貿易金融 E D I 共通基盤システム) プロジェクト
輸出・輸入企業、金融機関、損害保険会社、運輸会社、海貨・通関サービス会社、航空貨物代理会社、通商産業省、通関当局、以上等により構成されるプロセスを対象として、E D I の共通基盤システムを開発し、併せて法的共通規約の作成を行うものである。平成 11 年 3 月発表の「貿易金融 E D I 実施ガイドライン」²をベースとして、平成 11 年度初に開発が着手されている。
- J E T R A S (貿易管理オープンネットワークシステム)
貿易管理支援、輸出入申請支援等を行うシステムであり、平成 11 年 12 月に一部サービスが開始され、平成 12 年 4 月から全面的なサービス提供が予定されている。
- N A C C S (通関情報処理システム)
昭和 53 年に航空貨物、平成 3 年に海上貨物の各通関情報処理システムが稼働開始しており、平成 11 年 10 月には新海上システムが稼働開始している。

上記各プロジェクトないしシステムの状況について、各機関の公表資料を引用し以下に示す。

3.1 T E D I (貿易金融 E D I 共通基盤システム) プロジェクト³

3.1.1 報道発表の内容

² 平成 10 年度当 WG 報告書 2 (但し、当該プロジェクトと連名出版によるもの。)又は <http://www.ecom.or.jp/>参照。

³ 出所：T E D I プロジェクト

T E D I

平成 11 年 11 月 1 日

三菱商事株式会社
三井物産株式会社
伊藤忠商事株式会社
住友商事株式会社
丸紅株式会社
IEX・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
日本アイ・ビー・エム株式会社
株式会社日立製作所
富士通株式会社

貿易金融 E D I を実現する共通基盤システムを開発

三菱商事株式会社、三井物産株式会社、伊藤忠商事株式会社、住友商事株式会社、丸紅株式会社、IEX・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、日本アイ・ビー・エム株式会社、株式会社日立製作所、富士通株式会社は、通産省平成 10 年度第 3 次補正予算事業として、「貿易金融 E D I (*1) 共通基盤システム」の開発に着手いたしました。

今年 1 月に発表した「貿易金融 E D I ガイドライン策定」プロジェクトは、3 月に終了し、4 月からはそのガイドラインに基づいた、システムの詳細仕様を検討してまいりました。

このほどその仕様がまとまり、貿易金融 E D I の実用化に向け、「貿易金融 E D I 共通基盤システム」を開発いたします。

また、共通基盤システムの開発と並行して、貿易 E D I 当事者間の合意に基づく、国際条約や貿易対象国の法律と、貿易の電子化に関する国際ルールとの整合性をもった共通規約の策定を行い、電子署名などの法的効果を確保してまいります。

「貿易金融 E D I 共通基盤システム」と「T E D I 共通規約」を合わせて、「T E D I プロジェクト」(T E D I : Trade Electronic Data Interchange) と称します。

わが国では、貿易取引にかかわる企業・関連組織間で、1 取引当たり最大 40 文書という膨大な数の貿易書類が紙でやりとりされております。その書類内容の約 7 割が転記などのデータの再入力であり、このような貿易実務の効率化を妨げる要因への取組みが急務となっております。

「T E D I プロジェクト」は、それら一連の貿易文書を電子化し、安全かつ確実なネットワークを通して貿易関係者間でやりとりするものであり、業務の省力化 / 迅速化と時間・コストの削減により、国際競争力の向上を目指すものです。

「貿易金融 E D I 共通基盤システム」は、オープン・シームレス・フレキシブルをコンセプトに開発してまいります。

「オープン」

輸出入申請や通関申告などを行う国内行政手続や、海外の貿易取引システムである「ボレロ」(*2)等、他のEDIサービスとの連携、および国内・海外の企業との取引を可能にいたします。

また、今回開発する仕様や策定する共通規約を公開し、だれもが活用できる環境を整備する予定です。

「シームレス」

34 貿易文書を、国際標準であるEDIFACT(*3) / SWIFT(*4) に準拠して標準化することによりシームレス化を図り、また国内行政手続とのデータ連携や、企業内の現行システムとの接続を実現いたします。また、複数貿易書類における同一内容の自動転記や自動照合が可能となり、貿易業務のスピードアップ・信頼性の向上・コストの削減等を実現いたします。

「フレキシブル」

各企業の業務ルールや要望に合わせて、画面や帳票等のカスタマイズも容易に行える柔軟性を実現いたします。

また、取引のなりすまし、改ざん等を防止するために必要な電子認証書について、TEDI認証機関発行の認証書だけでなく、既存認証機関のものも使用可能とするように考慮しております。

「貿易金融EDI共通基盤システム」と「TEDI共通規約」をベースとした実地検証を、商社・銀行・保険・運輸の4業界から国内20社及び海外企業が参加して、北米・欧州・アジアの3地域を対象に、来年4月よりスタートいたします。

TEDIプロジェクトの推進にあたり、通産省貿易局為替金融課より、以下のコメントをいただいております。

- TEDIプロジェクトは、貿易金融EDIの実用化に向けたファイナル・ステージであり、プロジェクト終了後、TEDIが商業ベースのサービスとして立ち上がっていくこと、貿易手続き電子化のためのオープンなインフラとして普及していくことを強く期待している。
- 通産省としても、貿易手続きのワンストップ化を目指すために、貿易管理オープンネットワークシステムJETRAS、通関EDIシステムNACCSとの連携等を含め、環境整備に協力していく。

プロジェクトの推進体制は、プロジェクトメンバーにより、プロジェクトの方針決定、全体調整、共通基盤システム開発などを行います。共通基盤システムの各種仕様案などへ意見を反映するため、荷主、銀行、保険、運輸の各業界別にユーザ部会を設置しております。

{プロジェクトメンバー}(9社)

三菱商事株式会社（主査）
三井物産株式会社（副主査）
伊藤忠商事株式会社
住友商事株式会社
丸紅株式会社
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
日本アイ・ピー・エム株式会社
株式会社 日立製作所
富士通株式会社

〔各ユーザー部会〕（26社、2団体）

荷主：伊藤忠商事株式会社、兼松株式会社、住友商事株式会社、
株式会社トーマン、ニチメン株式会社、日商岩井株式会社、
丸紅株式会社、三井物産株式会社、三菱商事株式会社
銀行：株式会社さくら銀行、株式会社三和銀行、株式会社住友銀行、
株式会社第一勧業銀行、株式会社東海銀行、株式会社東京三菱銀行、
株式会社富士銀行
保険：住友海上火災保険株式会社、東京海上火災保険株式会社、
三井海上火災保険株式会社、安田火災海上保険株式会社
運輸：川崎汽船株式会社、株式会社商船三井、スミトランス株式会社、
日本航空株式会社、日本通運株式会社、日本郵船株式会社
団体：全国中小貿易業連盟、日本商工会議所

〔用語説明〕

- *1 E D I (Electronic Data Interchange)：電子データ交換
- *2 ボレロ：グローバルな貿易金融 E D I ネットワーク。本年 9 月よりサービス開始。
- *3 E D I F A C T (Electronic Data Interchange For Administration Commerce and Transport)
国際連合・欧州経済委員会(UN/ECE)で米国と欧州が採択した標準 E D I プロトコルの標準。
- *4 S.W.I.F.T.(Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication s.c.)：
世界の金融機関を出資者とする非営利の共同組合であり、国際銀行業務に関するメッセージ交換のための国際ネットワーク機構。

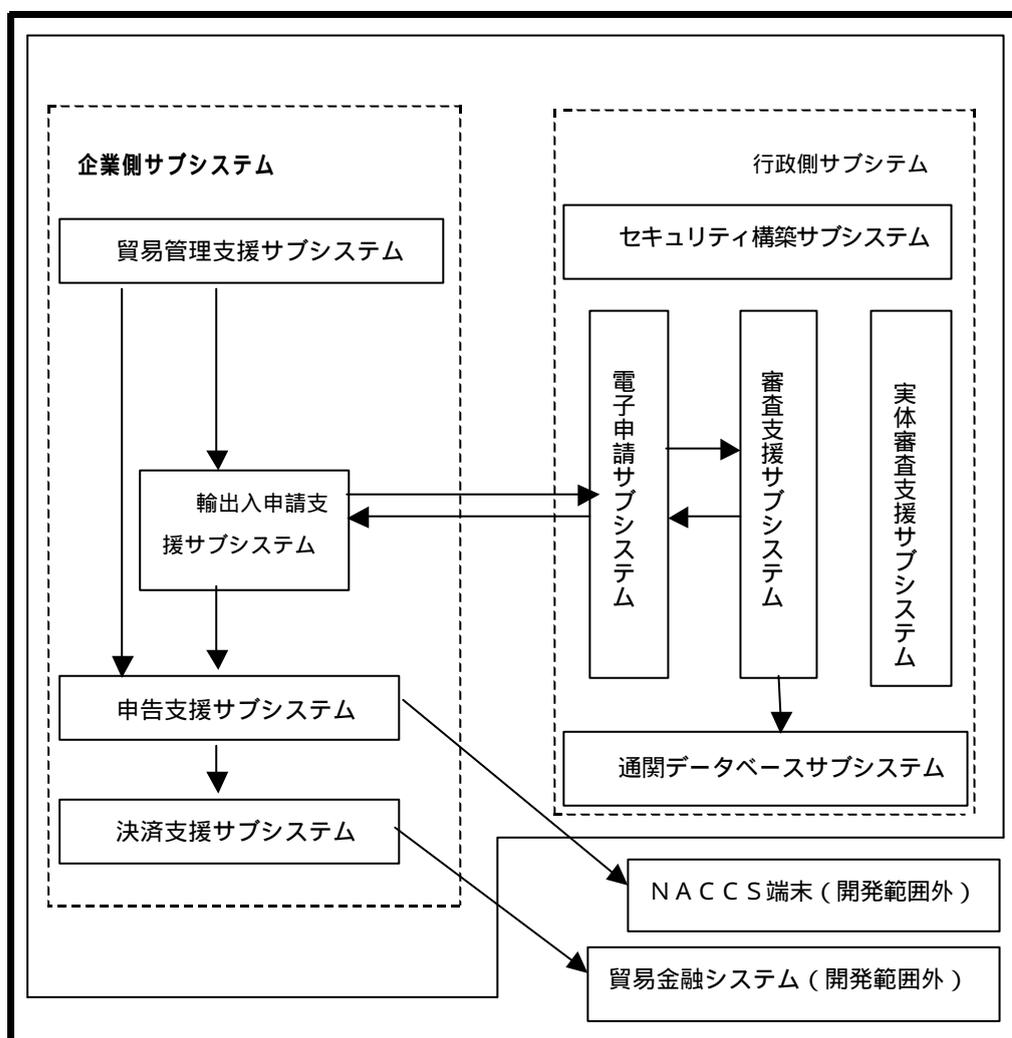
〔お問い合わせ先〕

三菱商事株式会社	広報部報道室 染谷
電話:03-3210-2169	e-mail:hiroshi.someya@jp.mitsubishicorp.com
三井物産株式会社	広報室報道グループ 重原
電話:03-3285-7564	e-mail:Y.Shigehara@xm.mitsui.co.jp
伊藤忠商事株式会社	広報部報道チーム 北島

電話:03-3497-7293 e-mail:kitajima-n@itochu.co.jp
住友商事株式会社 広報室報道チーム 岩田
電話:03-3217-5081 e-mail:jun.iwata@sumitomocorp.co.jp
丸紅株式会社 広報部報道課 上山
電話:03-3282-4802 e-mail:UEYAMA-T@marubeni.co.jp
I・T・E・I・コミュニケーションズ株式会社 ソリューション事業部第二営業部 濱島
電話:03-3539-5110 e-mail:trade-edi@sm2.bch.ntt.co.jp
日本アイ・ビー・エム株式会社 広報 川嶋/深谷
電話:03-5563-4309 e-mail:THRKAWA@jp.ibm.com
株式会社日立製作所 社長室コポレートコミュニケーション本部広報 佐藤
電話:03-3258-2056 e-mail:syoujiki@cm.head.hitachi.co.jp
富士通株式会社 広報室 菊池
電話:03-3216-7952 e-mail:pr_mailbox@hq.fujitsu.co.jp

3.2 JETRAS (貿易管理オープンネットワークシステム)⁴
(旧称：輸出入手続きEDI化システム)

システム全体構成図



⁴ 出所：安全保障貿易情報センター (CISTEC)

3.3 N A C C S (通関情報処理システム)⁵

3.3.1 通関情報処理センターの概要

通関情報処理センター (N A C C S センター) は、「電子情報処理組織による税関手続きの特例等に関する法律」(昭和 52 年法律第 54 号) に基づき、国際運送貨物に係る税関手続きその他の国際貨物業務を通関情報処理システム (N A C C S : Nippon Automated Cargo Clearance System) を使用して迅速かつ確実に処理するため、昭和 52 年 10 月 1 日、N A C C S の運営・管理の業務を行う運営体として設立された大蔵省の認可法人である。

N A C C S はセンターの使用に係る電子計算機と、税関及び通関業者その他の者の事務所に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続し、国際貨物業務をオンラインで処理するシステムであり、次の二つのものから構成されている。

3.3.2 航空貨物通関情報処理システム (Air - N A C C S)

Air - N A C C S は昭和 53 年 8 月、輸入航空貨物に係る一連の税関手続き及び関連民間業務を処理するために稼働を開始した電算処理システムである。

本システムの稼働当初は成田空港に到着する航空貨物に係る輸入業務に限定されていたが、昭和 60 年には輸出業務も対象となり、システム対象地域も順次拡大されている。

更に、平成 5 年には一層の機能向上のためシステムが更改され、現在では輸入にあっては航空貨物が航空機から取卸されてから、輸入の許可を得て、国内に引取られるまでに生じる一連の税関手続き及び関連民間業務並びに輸出にあっては航空貨物が保税地域に搬入され、輸出の許可を経て航空機に搭載されるまでに生じる一連の税関手続き及び関連民間業務をオンラインで処理する総合的なシステムとなっている。

3.3.3 海上貨物通関情報処理システム (Sea - N A C C S)

Sea - N A C C S は平成 3 年 10 月、海上貨物に係る輸出入通関業務等の税関手続きをオンラインで処理するために稼働を開始した電算処理システムである。

本システムは稼働後システム対象地域が順次拡大されているが、平成 11 年 10 月のシステム更改により、輸入にあっては入港から貨物の船卸し、輸入申告・許可、国内への引取りまで、輸出にあっては、貨物の保税地域への搬入から、輸出申告・許可、船積み、出港までの一連の税関手続きへと対象業務が拡大され、対象地域も全国展開されている。

⁵ 出所：通関情報処理センター

4 海外における貿易金融電子化の取組み⁶

4.1 アジア諸国および地域（台湾、韓国、シンガポール、香港）における貿易金融 E D I の現状

台湾、韓国、シンガポール、香港の貿易金融 E D I システムは、E D I ネットワーク構築とその普及という観点から以下の共通点を見出すことが出来る。これらの点は、わが国の現状に照らせば、今後の金融 E D I サービスの展開を考えていく上で参考に値する。

いずれの国・地域も、基本的には政府あるいは政府関係機関が主導し、業種の壁を超えたネットワーク構築およびその普及促進が行われていること。

いずれのネットワークも国連の推進する UN / E D I F A C T 標準に基づいて構築されているため、国内的にも国際的にもスムーズな電子データ交換が可能な体制となっていること。

いずれの国・地域とも金融 E D I ユーザーは大手企業が中心となっているが、今後はパソコン等を利用したサービスの充実により、多数を占める中堅・中小企業への普及に注力していること。

4.1.1 台湾

4.1.1.1 概要

台湾における金融 E D I は、通関自動化のために構築された TRADE VAN が、1994 年 11 月に関税支払システムを稼動したことに始まる。TRADE VAN では、関税支払サービスのために貿易関係企業およびその取引銀行とのネットワーク接続を進め、同国で最初の貿易金融 E D I サービスを提供してきた。

これに続き、わが国の全銀システムに相当する銀行間資金決済システムの運営団体である台湾 F I S C (Financial Information System Center : 1998 年末より民営化) が 1997 年 1 月末に「金融 E D I 共同センター」(Financial EDI Joint Center) を設立し、より一般的な企業間決済を目的とした金融 E D I サービスの提供が可能となる「多目的銀行間資金決済システム」(Multiple Interbank Funds Transfer System) の運用を開始した。金融 E D I 共同センターは、全国商業 E D I VAN、自動車産業 E D I VAN など全国規模の業界 E D I システムと接続されており (図 4-1 台湾における E D I ネットワーク) これらのシステムに加入している企業や銀行がお互いに商流情報と金流情報を同時に直接送受信することが可能となっている。現時点におけるこれら 2 つの金融 E D I サービスは、24 の銀行および 800 を超える企業に普及している。

また、台湾においては、これらの E D I システムに用いられるメッセージ形式が国連推進の国際標準規格である UN / E D I F A C T で統一されており、組織的なネットワーク構造とあいまって、参加者によるスムーズな電子情報の交換が可能な体制が作り上げられている。

⁶ 出所：(財)金融情報システムセンター

4.1.2 韓 国

4.1.2.1 貿易金融 E D I の概要

(E D I 導入の経緯と現状)

韓国においては1980年代後半に、当時通信サービス分野において独占的な地位を占めていた通信事業会社であるD A C O M社がE D Iを先駆的に導入した。当社では2つのパイロットプロジェクトを行ったが、その1つは1987年に作られた「鉄鋼V A N」と呼ばれるものであり、鉄鋼会社であるP O S C O社（浦項総合製鉄：世界有数の製鉄会社）とその下請け会社やユーザーを結んだものである。

もう1つのプロジェクトは「自動車V A N」といわれるものであり、これは1989年に起亜自動車と39の納入業者を結ぶものとして作られた。

その後、1991年には通信事業が自由化され、以来多くの新しいV A N業者がこの市場に参入し、鉄鋼や物流、医療等、特定分野における業界E D Iを中心としたサービスを提供している。このような中で1990年代に入ってから、次のような理由から、特に貿易関連分野におけるE D Iネットワークの構築が急速に行われてきている。

- ・韓国は、世界で12番目の貿易量を誇る貿易国であること
- ・北米やヨーロッパ、アジアの国々でE D Iを導入した企業が、自社の取引相手や顧客である韓国企業に対してもE D Iの導入を求めてきていること
- ・E D Iを導入することにより受発注業務や物流・在庫管理の効率化が期待できる
- ・多くの関連書類が必要で、極めて煩雑且つ非効率な貿易実務の効率化が期待できる

すなわち、E D Iを積極的に普及させることによって韓国企業の競争力を強化しようとしているものである。

以上のような経緯を踏まえ、1997年の10月時点において、韓国では約35,000社がE D Iを利用している。業種的には貿易商社、船会社、銀行、運送会社等、通関業者、卸・小売業、倉庫業、鉄鋼メーカー、医療等さまざまな業種の企業が利用している。この利用企業数はここ1、2年では年率30%以上のペースで伸びており、今後も増加が見込まれている。

また、韓国のE D Iは貿易分野やロジスティック部門を中心に進められ、1997年にはE D Iサービス市場が15百万ドルを超えるまでに成長しているが、今後はさらにC A L S / E C分野への拡大が期待されている。

4.1.3 シンガポール

4.1.3.1 概 要

シンガポールにおける貿易金融E D Iは、T D B（Trade Development Board、通商政策を担当する政府機関）によって貿易の手続きの効率化を目的に20の政府機関を結ぶネットワークであるTradeNetが1989年1月に構築されたことを嚆矢とする。

TradeNetは、貿易手続のために政府機関に対して提出する書類を電子化することを目的に構築されている。

その後、89年3月にはPortNet（シンガポールの港湾当局を中心としたEDIのネットワーク）とTradeNetが接続され、TradeNetを通じてPortNetに直接アクセスできるようになった。また、最近においては、TradeNetに金融EDIサービスを付加するための実証実験も行われている。

4.1.4 香 港

4.1.4.1 概 要

香港経済には外国貿易に負う部分が極めて大きいことから、香港のEDIにおいては他のアジアの国々以上に貿易関連のEDIが重要視されてきている。特に、香港の主要輸出先が米国であることから、現在の香港においては米国の大手VAN会社と提携した企業による貿易関連のEDIサービスが幅広く行われるに至っている（図4-6 米国のVAN会社の金融EDIサービス）。香港では、台湾や韓国のように政府サイドが全面的なイニシアティブをとってEDIを推進するという方式は採られておらず、政府の関与は必要最低限とし、基本的に民間主導によるEDI推進を指向しているところに香港の大きな特徴があると言えよう。

4.2 Bolero の動向

（プロジェクトの実施）

1999年9月より「Bolero.net」となり、当面は年間1億トランザクション処理を目標として、Basic、Corporate、Enterprise、Premierの4段階の料金を設定してBolero商業サービスが開始されている。

Bolero.netの主な特徴としては以下の4点が挙げられる。

異業種にわたるサービス

信頼された第3者機関（中立性が確保されている）

「ルールブック」を介することでの法制面の対応

オープンプラットフォーム上における開かれたビジネスチャンス

5 国際企業における貿易業務の情報化事例 - 輸出通関・船積・買取 業務

製造業、商社ともに大手国際企業は貿易に関する社内業務の効率化を目指し徹底した情報化を実施している。報告書本文ではこの例を某大手電気製品メーカーの事例で示している。

当WGの関心はこのような大手国際企業の高度な貿易業務の情報システムと先に挙げたTEDI（貿易金融EDI共通基盤システム）との関連である。この点については多くの読者が自明の結論を有するところである。すなわち、前者は基本的には自己完結なシステムであり、一方TEDIはクロス-インダストリーなシステムである。この結果、国際企業はTEDIの如き貿易プレーヤー間を跨ぐ基盤的システム（ネットワーク）と接続することにより、銀行等の他セクターとの業務の電子化を高度化でき、全体として貿易業務に関する一層の情報化効果が得られることとなる⁷。

⁷ 平成10年度報告書「貿易金融プロセスの電子化の実現に向けて」において、大手国際企業における輸出入業務のビジネス・フローが示されている（P156、157、およびP176～185）。同ビジネス・フローの分析によってもクロス・インダストリーなソリューションのニーズが明らかとなっている。

6 我国における貿易金融電子化の普及の方策と課題

ここでは、貿易金融EDIの普及のための方策について、各システムへの要求事項ではなく、業界共通の観点から検討した結果を述べる。

6.1 普及の対象について

貿易プレーヤーから見ると、

1. 貿易金融EDI基盤(TEDI)、
2. 貿易管理システム(JETRAS)、
3. 通関情報処理システム(NACCS)、

は、実務的に一体的な関係があるので、「貿易金融の電子化の普及」の観点では、まずは上記3システムを一体的に普及する必要がある。

さらには、輸出保険、農水・厚生省、商工会議所等との手続きの電子化を併せて普及を図る必要がある。⁸

6.2 普及の主体について

普及の主体となるべき組織・企業についてどうあるべきかを考察した。

6.2.1 ユーザー自体

ユーザー自体は自らの必要性の認識から電子化に取組み、結果として普及の主体となる。

その主体的取組みを促進する機能・支援策が必要と考えられ、それらについても後述の検討を行った。

6.2.2 サービスプロバイダー

自らの企業活動として普及の主体・推進役となる。

6.2.3 業界団体

業界内の動向が普及促進につながる場合が多い。また、業界団体の教育啓蒙活動も普及の重要な方策となると考えられる。

6.2.4 国

政策面からの普及の支援が重要である

6.3 普及主体のケーススタディー

普及の受け皿のアイデアの一つとして、「貿易金融EDI推進協議会」のようなイメージの推進機関が想定される。

目的としては、上記の普及の対象(当面は3システムか?)の一体的な普及を図ること、

⁸ 貿易関係手続として上記の3つのシステムに関連するもの以外にもこれらの手続に要する作業も多くかかっている。
輸出保険申込み手続、港湾EDIの進展との関係、商工会議所関係ではCertificate of Originの発行など

および業界毎の普及促進を図ることが考えられる。

参加が想定される機関としては以下の通り。

- 3システム関係機関
- 機能別業種団体（貿易・金融・運輸・保険等）
- 製品業種団体（電子、自動車、鉄鋼等）
- 商工会議所、I C C日本委員会
- 中小企業団体
- サービスプロバイダー、I Tプロバイダー組織
- 貿易関連行政組織（含む、自治体）
- その他

役割としては、以下が考えられる。

1. 導入効果のプロポーザルの作成
2. ユーザーへのサポート体制の提供として以下の例
 - 貿易プレーヤーの実務者のための3システムの相互関連を持った、実務面からのマニュアルの作成・整備
 - 教育、デモ環境の整備
 - サポートセンター、ヘルプデスク
3システム一体のインターネット活用のP R（ホームページ運用等）
事例照会
 - ルール、技術の基準維持・改善活動
 - 国際対応

6.4 業界団体の役割について

普及に当たっては、個別の業界団体の活動も有効と考えられる。

1. 業界ごとの普及活動が電子化慣行の普及のため国内・国際ともに有効。
2. 業界団体の教育・啓蒙活動の活用
貿易電子化に興味を示す企業はまだ一部であることから、業界団体の研修・研究の場、商工会議所の貿易研修所など教育・啓蒙活動の場は多く考えられる。

6.5 個別企業について

6.5.1 個別企業についての全般課題

6.5.1.1 個別企業、業種によって問題意識に温度差が大きい。

I Tによって新しいビジネスモデルを構築し顧客サービスで差別化している例があるが、そうした企業は貿易金融の電子化にも積極的に対応し、ビジネスモデルを変えていくと考えられる。

個別企業の意味決定は「投資効果」である。

一方で、競争環境も普及に効果的（ライバル企業の採用による効果の例）であり、他社事例紹介などで普及が促進される。

また、商品業界の商品調達いわゆる「縦」の要請は否応無しの効果となる。

6.5.1.2 個別課題

業界毎、更には社内部署・担当者毎に情報量と意識の差が著しい。

経営的評価による意識改革、社内貿易部門のみならず業務部門担当への教育・啓蒙、社内システムにリンクした社内マニュアルの整備が必要である。

6.5.1.3 中小企業について

特に、IT投資の負担が大きくなると考えられ、助成する仕組みが必要である。⁹

また、メリットのPRは特に重要となる。

6.6 行政への提案

6.6.1 貿易関係省庁の垣根を越えた対応

自治体を含め貿易関係省庁の垣根を越えた対応は貿易金融の電子化の効果を高める上で有効と思われる。

それにより、電子化プロセスへの誘導措置を講ずることが可能となる。

各企業にとっては、電子と紙の併存が最大の課題であり、その解消に向けた法制面などの整備が望まれる。

6.6.2 電子化採用者へのメリット供与

国の制度対応と、企業毎の対応により電子化のメリットが増大することは普及を大きく促進する。

6.6.3 電子化の枠組み外の課題

電子化の普及促進の基本は「貿易業務全体の」効率化である。その意味で、現在導入が進行中通関の簡易申告制度の例に見られるような、電子化の枠組み外の環境整備の進捗が期待される。

(要望例：関税支払い口座の全国一元化を認めてほしい)

6.7 結 語

貿易金融の電子化の普及の方策としては、各企業の主体的推進に加えそれを促進する環境面及び制度面の整備が重要である。

例えば、「普及促進機関」を設立しその活動としての、または、個別の業界団体による、普及活動も重要となる一方で、行政面での制度改定などの環境整備が決め手となると考えられ、その早期進捗が期待される。

⁹ 香港における政府機関の普及策としての、P/Cソフト・入力代行者の提供などは参考となる。

ルール編

7 ルール編序

近年取引の電子化の進展は著しいものがあるが、貿易・金融取引もその例外ではない。貿易を電子化しようという試みは、1980年代後半から始まっているが、関係者が多いこと、国境を越える取引であり、法制度等が未完であること、等から今までの試みは、業界内、港湾内、国境内といった部分的EDIに止まっていた。本格的な貿易・金融取引の電子化の試みとしては、1990年、CMI（万国海法会）が船荷証券を電子化するルールを採択した後、94～95年にかけて欧州を中心とした、いわゆるBOLERO実験が行われ、今年9月には商業化が開始されている。国内においては、実験的なEDENプロジェクトが平成10年3月終了し、現在実利用を目的とするTEDIプロジェクトが進行中である。

貿易・金融取引は電子化する事ができればその効果は大きいと期待される反面、国境を越える取引である事から、各国法制度の違いによるトラブルに巻き込まれる危険がある。このような環境下では、民間の自主的な活動による、国内・海外に広く適用可能なルールの形成が求められる。

E COMでは、昨年度から新規に国際取引・貿易手続ワーキンググループを立ち上げ、ルール形成のテーマを含め関係者間で検討を行っているが、今年度は特にルールサブグループを設け、別途進行中のTEDIプロジェクトが行うルール策定の進捗に留意しつつ、国際民間機関の作業に参加乃至それらの検討作業を把握する事に注力し、併せてそれらの機関が作成した国際的な電子商取引のルール（含む、案）の分析を行った。

その第一は、ICCのURETS（ICC Uniform Rules for Electronic Trade and Settlement）である。これは国際商業会議所が、検討を進めてきたもので、99年9月、Final Draft が提示されたものに対し、E COMとしての評価を行い、コメントを提出した。コメント準備にあたっては、外立法律事務所の間宮弁護士の多大なご協力をいただいている。今一つは、国連勧告第26号「電子データ交換に関する交換協定書の商業的使用」（同付属書として「モデル交換協定書」がある）と、最近案文が公示された「Electronic Commerce Agreement (Final Draft) である。後者は「交換協定書」との対比においては、一層電子商取引に軸足を移しているように見受けられる。国連関係の二つの協定書の分析にあたっては、早稲田大学の朝岡名誉教授の多大なご協力を得ている。

TEDIプロジェクトが策定するルールに関しては、今後プロジェクトの進捗度を見つつこれらのルールとの整合性を検討し、評価するとともに、内外に発信する予定である。

貿易の電子化（電子商取引化）に際しては、国内取引以上に隔地者間取引の性格が強く、取引を安定化するためには、第三者機関の関与が重要と思われ、今後その機能の分析を行って行く必要があると考える次第である。

8 国内、海外における法的ルール形成の動向

8.1 国内における動向

国内においては平成 10 年 4 月以降から貿易金融プロセスの電子化に対応した法的ルール形成に関する検討について活発な動きが開始された。電子商取引実証推進協議会（E C O M）では輸出入企業、金融、損害保険、運輸、I T 企業、貿易関係団体 40 機関・50 委員からなる当WGを設け、制度的課題の検討のなかで法的ルール形成の課題を議論している¹⁰。他方貿易金融E D I実施ガイドラインの作成プロジェクトが平成 11 年 1 月に組成され同 3 月付けで貿易金融E D I実施ガイドラインが公表された。E C O M当WGでは、同ガイドラインの評価作業を行い、同プロジェクトおよびE C O Mは連名で同ガイドラインを公表した（出版およびW E B掲載）。尚、同プロジェクトはT E D Iプロジェクトとして発展し、現在「T E D I共通規約」の作成作業が進行している。¹¹

8.2 海外における動向

国際機関としては、国連、国際商業会議所、万国海法会等の活動がある。これらのうち、国連、国際商業会議所の活動については、報告書本文で詳述している。

海外における民間企業による法的ルール形成の動向としては、複数の電子的貿易金融サービスの提供企業が夫々の規約を顧客に提示し、営業活動を展開している。

¹⁰ 平成 10 年度国際取引・貿易手続WG報告書「貿易金融プロセスの電子化の実現に向けて」（書籍および <http://www.ecom.or.jp/>）参照。

¹¹ 報告書本文の普及編、T E D I プロジェクト/システムの概要/T E D I 共通規約の項参照。

9 国際商業会議所（I C C）の検討状況

9.1 I C C 制定の貿易取引関連規制・規定・ガイドライン

I C C は長年に亘り貿易等に関する自主的ルール形成と紛争解決等に関する国際的センターの役割を果たしており、取引条件、決済規則から仲裁機能（I C C 国際仲裁裁判所）まで貿易プレイヤーが依存するところが多い。

9.1.1 国際決済関連

- i) 信用状統一規制（略称：UCP 500=ICC Uniform Customs and Practice for Documentary Credits）
 - ・1933年制定。その後、51年、62年、74年、83年（UCP400）の改定に続き、現行のUCP 500が94年1月から発効。
- ii) 取立統一規則（略称：URC 522=ICC Uniform Rules for Collections）
 - ・1956年制定。その後、67年、78年の改定に続き、現行のURC 522が95年1月から発効。
- iii) 銀行間補償統一規則（略称：URR 525=ICC Uniform Rules for Bank-to-Bank Reimbursements Under Documentary Credits）
 - ・1995年制定。96年7月から発効。
- iv) 請求払保証統一規則（略称：URDG=ICC Uniform Rules for Demand Guarantees）
 - ・1992年4月制定。
- v) 契約保証証券統一規則（略称：URCB=ICC Uniform Rules for Contract Bonds）
 - ・1994年1月から発効。

（注1：上記の5規則は、国際商業会議所日本委員会にて英和対訳版を発行。）

（注2：ICCの独自規則ではないが、米国の"Institute of International Banking Law & Practice, Inc."が制定し、I C C が endorse し、I C C の出版番号にて出版販売している「スタンバイ信用状統一規則 = International Standby Practices / I S P 98」が98年1月から発効となっている。英文版を国際商業会議所日本委員会にて販売。）

9.1.2 貿易取引契約関連

- i) インコタームズ 1990（英和対訳版あり）
 - ・貿易取引条件解釈の国際規則として、1936年に制定。その後53年、67年、76年、80年の改定に続き、現在「インコタームズ 1990」が使用されているが、これを更に改定し「インコタームズ 2000」が2000年1月1日から発効する。（本年11月中旬に、改定規則の英和対訳版を出版の予定。）
- ii) その他
 - ・国際売買契約に関するモデル契約書シリーズが数種類有り。

9.1.3 E D I / 電子商取引関連

- i) Uniform Rules of Conduct for Interchange of Trade Data by Teletransmission
・ 1987 年 9 月制定。
- ii) General Usage for International Digitally Ensured Commerce
・ 1997 年秋に発表。（国際的電子商取引の為の総則的ガイドライン）
- iii) ICC Uniform Rules for Electronic Trade and Settlement（略称：URETS）
・ 1998 年 10 月に 1st draft、1999 年 4 月に revised version、1999 年 9 月に final draft。

9.1.4 仲裁関連

- ・ Rules of Arbitration、1998 年 1 月に更改。

9.2 U R E T S に関する E C O M の検討

I C C の電子的貿易実務の慣行に関するワーキンググループ（Electronic Trade Practices Working Party）は、1998 年 10 月 Rules for Electronic Trade & Settlement – First Draft を発表し、以後 1999 年 4 月、同 9 月に改定版を I C C 各国委員会に示している。I C C 日本委員会メンバーであり、かつ I C C 本部の E C - プロジェクトのメンバーである当協議会・当 WG では各ドラフトについて検討を行い¹²、第 1 次ドラフトおよび第 3 次ドラフトに関し I C C 本部にコメントを送っている。

¹² 1998 年 10 月版ドラフトの検討については平成 10 年度当 WG 報告書-1 参照。

9.3 ICC案¹³

9.3.1 URETS（電子通商および決済に関する統一規則）および注釈（試訳）

本ドラフトの構成は次の通り。

目 次

第 部	電子通商および決済に関する ICC 統一規則（URETS）
1.0	総則および定義
1.1	規則の適用
1.2	規則の解釈
1.3	定 義
2.0	ビジネスの基本条件
2.1	電子契約の有効性および成立
2.2	電子メッセージの形式および認証
2.3	電子メッセージのセキュリティ
2.4	データの守秘および保護
2.5	電子メッセージに記録および保存
2.6	電子メッセージの操作上の要件
3.0	契約条項
3.1	規則の適用
3.2	電子契約の有効性および成立
3.3	電子メッセージの形式および認証
3.4	電子メッセージ受信の処理および受信確認
3.5	電子メッセージのセキュリティ
3.6	データの守秘および保護
3.7	電子メッセージの記録および保存
3.8	決済
3.9	雑則
3.10	適用法
第 部	電子通商および決済に関する ICC 統一規則に関する注釈 まえがき

¹³ 掲載のドラフトは ICC 内のリーガルグループと連携を取りながら、各国委員会等のコメントを踏まえつつ、Electronic Trade Practices WGで検討を加え、最終化の作業が進行中である。
本ドラフトの掲載については ICC 日本委員会事務局の了承を得た。

1. 総則および定義
 2. ビジネスの基本条件
 3. 契約条項
- 附属書

10 C E F A C TにおけるE D I取引ルール形成について¹⁴

国連E C E勧告第26号のモデル交換協定書を中心として

報告書本文の内容は以下目次の通り

目 次

- 10.1. はじめに
 - (1) E D I 標準に関する合意
 - (2) モデル交換協定書開発の必要性
 - 10.2. E D I 取引ルールの策定；交換協定書の作成
 - (1) E D I 交換協定の役割
 - (2) 各国における標準E D I 協定書の開発
 - (3) 国際商業会議所のU N C I D 規則
 - (4) 国連E C E 勧告第26号：国連モデル交換協定書
 - 10.3. E D I 交換協定書の主要内容
 - (1) 国際モデル交換協定書の内容
 - (2) E D I 交換協定書の条項
 - 10.4. E D I による契約成立に関する規定
 - (1) 意思表示の効力発生の時期
 - (2) 承諾の効力発生の時期
 - (3) E D I による通信方法とメッセージの効力発生時点
 - (4) E D I による契約の成立時期
 - (5) 契約成立の時期・場所に関する明示的合意の必要性
 - 10.5. E D I メッセージの法的要件に関する規定
 - (1) 書面性の問題
 - (2) 署名および認証の問題
 - (3) 原本性の問題
 - (4) 証拠能力および証拠価値の問題
 - 10.6. E D I メッセージの有効性、受信確認および記録の保存と保管に関する規定
 - (1) E D I メッセージの法的承認
 - (2) 受信確認
 - (3) メッセージの記録と保存と保管
 - 10.7. まとめ：今後の課題
 - (1) 交換協定書の構成
 - (2) E D I 取引に関する法律の制定
 - (3) 新しい環境条件下で使用される交換協定書の開発
- [資料1] 国連E C E 勧告第26号：電子データ交換に関する交換協定書の商業的使用：
[附属書]「モデル交換協定書」(J A S T P R O 訳)
- [資料2] 「電子商取引協定書(案)」(試訳)
- [資料3] U N / C E F A C T の組織図
- [資料4] U N / E C E R E C O M M E N D A T I O N 26, The Commercial Use of Interchange Agreements for Electronic Data Interchange;
[Annex] The model Interchange Agreement for the International Commercial Use of Electronic Data Interchange
- [資料5] U N / C E F A C T L W G, The Electronic Commerce Agreement (Draft)

¹⁴ 本章は1999年10月14日当WGルールSGにおける朝岡良平早稲田大学名誉教授の講義内容である。

電子商取引協定書と国連モデル交換協定書の条項比較

電子商取引協定書	国連モデル交換協定書
1. 申込文書	
第1章 E - 協定書	
1. 提案者の確認	
2. 通信	第2章 通信および運用
2.1. 通信の種類	2.3. システムの変更、2.4. 通信
2.2. 通信標準、ソフトウェアおよび第三者プロバイダー	2.1 標準
2.3 受信および受信確認	第3章 メッセージの処理
2.3.1 受信の定義	3.1. 受信
2.3.2 受信確認	3.2. 受信確認 3.2.1 ~ 3.2.3
2.4 通信のエラー	
3.3 技術的エラー	
3. 有効性およびE - 取引の締結	
3.1 有効性	4.1 有効性
3.2 E - 取引の締結	
3.2.1 申込の定義	
3.2.2 取消	
3.2.3 承諾期間	
3.2.4 承諾	4.3 契約の成立
4. その他の規定	第7章 一般条項
4.1 適用法の選択	7.1 適用法規
4.2 無効条項の波及切断	7.2 無効条項の波及切断
4.3 解約	7.3 解約
4.4 完全な合意	7.4 完全な合意
4.5 裁判所の選択	7.7 紛争の解決
[第1案 裁判条項]	[第1案 裁判条項]
[第2案 仲裁条項]	[第2案 仲裁条項]
第2章 E - 取引	
2. 承諾文書	
1. 承諾者の確認	
2. 通信	第2章 通信および運用
2.1 通信の種類	2.3 システムの変更、2.4 通信
2.2 通信標準、ソフトウェアおよび第三者プロバイダー	2.1 標準

11 国際取引・貿易手続ワーキンググループ（制度）名簿¹⁵

11.1 普及サブグループ

	氏名	所属
リーダー	服部 平典	(株)三和銀行 法人統括部国際業務推進室 調査役
委員		
(運輸)	新井 公志	佐川急便(株) 本社営業本部国際事業部 課長
(金融)	坂本 隆	アコム(株) ネットワーク営業部ネットワーク推進課 課長
	松山 康孝	(株)さくら銀行 事務統括部業務企画室推進グループ グループ長
	石井 幹夫	(株)東海銀行 営業企画部 主任
	山北 英朗	(株)東海銀行 ネットワーク統括部 調査役
	中田 一夫	(株)富士銀行 外為業務サービス部開発係 調査役
(商社)	鈴木 克利	丸紅(株) 運輸部長
	小林 博一	丸紅(株) 運輸部物流管理課 課長
	阪上 仁志	三菱商事(株) マルチメディア事業部 課長代理
(情報・ソフトウェアサービス)	飯田 敏幸	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) ソリューション事業部第二営業部 システムインテグレーションチーム 部長

¹⁵ 業種、社名 50音順

	島田 晃	(株)NTTデータ 第二産業システム事業部営業部 営業総括部長
	辻 直志	(株)野村総合研究所 ECソリューション事業部 部長
(損害保険)	田中 伸男	三井海上火災保険(株) 海上業務部 海上事務管理グループ グループ長
(電子・電機製造)	浅井 順一郎	沖電気工業(株) 金融システム事業部 E-コマースSE部 係長
	牧野 忠由	松下通信工業(株) 情報システム事業部交通事業総括部 SE部 SE一課 新規事業担当 副参事
	宮沢 紀雄	三菱電機(株) 国際本部地域戦略部 次長
(団体)	安井 大二	(財)金融情報システムセンター 調査企画部 研究員
	森田 健太郎	(財)金融情報システムセンター 調査企画部 研究員
アドバイザー	坂部 誠一	日本航空(株) 貨物サービス部 次長
	高橋 坦	(社)日本貿易会 理事
	曽根 広則	郵船航空サービス(株) 開発営業部 参事補
事務局 (WG主査)	長 博連	電子商取引実証推進協議会 主席研究員

11.2 ルールサブグループ

	氏名	所属
リーダー	鹿島 誠之助	住友商事(株) 物流保険事業グループ 部長
有識者	間宮 順	外立総合法律事務所 パートナー 弁護士
委員		
(運輸)	新井 公志	佐川急便(株) 本社営業本部国際事業部 課長
(金融)	遠藤 優	あさひ銀行 商品開発部 主任調査役
	宮田 茂彦	あさひ銀行 商品開発部 調査役
	北河 俊介	(株)さくら銀行 事務統括部企画グループ
	藤生 雅人	(株)住友銀行 支店業務部 部長代理
	村嶋 健	(株)住友銀行 法人E C 業務部
	高橋 叙彦	第一勧業銀行(株) 決済業務企画部決済商品グループ 部長代理
	安藤 秀則	(株)日本興業銀行 ネットワーク業務推進部 調査役
	吉川 義幸	マスターカード・インタショナル・ジャパン・インク テクノロジー&オペレーションズ ディレクター
(商社)	庄司 幸彦	三井物産(株) IT 推進部連結経営システム室
(損害保険)	橋本 浩介	東京海上火災保険(株) 海上業務部貨物業務グループ 主任
	後藤 朗	安田火災海上保険(株) 海上業務部事務課 課長

(電子・電機製造)	竹島 恭治	(株)東芝 資材・物流サービスセンター物流合理化支援部 経営変革エキスパート 参事
	佐藤 勝彦	日本アイ・ビー・エム(株) 金融システム事業部第四ソリューション営業部 主任ソリューション・マーケティング・スペシャリスト
	佐藤 正	(株)日立製作所 システム開発本部 E C 推進室
	石見 宗彦	富士通(株) 第一システム事業部ニュービジネス推進室 プロジェクト課長
アドバイザー	鶴町 昇	エバーグリーン ジャパン (株) 電算部 部長
	小林 達明	国際商業会議所 日本委員会 常務理事
	伊東 健治	(財)日本貿易関係手続簡易化協会 理事
事務局 (WG主査)	長 博連	電子商取引実証推進協議会 主席研究員